

○日本体育大学における研究活動に係る行動規範

平成20年1月16日

教授会制定

日本体育大学(以下「本学」という。)は、日本体育大学倫理綱領を定め、本学における研究活動はそれを基本として行ってきた。

昨今、研究上の不正行為が国内外の研究機関で生じ、研究者や研究機関の社会的な信用を失墜させるとともに、学術研究の発展を阻害するおそれが生じている。

このような状況に鑑み、本学は、研究活動のさらなる発展を促進させるため、以下の行動規範を定めるものである。

本学構成員は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 研究者はじめ本学構成員は、本学の研究活動における研究費が、学納金又は国費である運営費交付金や外部資金により支えられていることを踏まえ、研究費の使用に当たり、関連の法令、通知及び本学諸規程等を遵守しなければならない。
- 2 研究者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用、二重投稿（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること）、不適切なオーサーシップ（論文著作者が適正に公表されていないこと）等の不正行為を厳に行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
- 3 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報保護に努めなければならない。
- 4 研究者は、研究活動に当たり、産官学連携に伴う利益相反の発生に十分留意しなければならない。
- 5 研究者は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- 6 本学構成員は、不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、もしくは、行われたことを知った時は、それを放置してはならない。
- 7 この規範の改廃は、学部長会の議を経て学長が行う。

附 則

(施行日)

この行動規範は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この行動規範は、平成30年4月 1 日から施行する。